

令和元年度 第2回 葛飾区入札監視等委員会議事概要

1 日 時 令和2年2月3日(月) 午後3時00分から
午後4時52分まで

2 場 所 葛飾区役所 7階 入札室

3 出席者

委 員 轟朝幸委員、石川隆之委員、宇田川博史委員(全員出席)

事務局 坂井保義総務部長、佐藤秀夫契約管財課長ほか契約管財課職員5名

4 概 要

(1) 開会

委員長 出席委員は、定足数を満たしており、ただいまから令和元年度第2回葛飾区入札監視等委員会を開催する。

(2) 庶務報告

ア 傍聴人について

事務局より傍聴人はなかった旨報告

イ 令和元年度第1回委員会議事概要の公表について

事務局より令和元年度第1回委員会議事概要を調製し、区ホームページにて公表した旨報告した。

【質 疑】

質疑なし。

(3) 議 事

ア 令和元年度入札契約等執行状況(令和元年度下半期)について

事務局より令和元年9月1日から令和元年12月15日までの間の入札及び契約手続の運用状況等について報告を行った。

【質 疑】

A委員 下半期の運送・保管の件数は0件であるが、昨年度は何件あったのか。

事務局 平成30年度の下半期は2件であった。

A委員 売却の落札率が158.1%であるが、予定価格より高く落札したということか。

事務局 予定価格より高く落札した。

B委員 全体の件数の傾向はどうか。

事務局 昨年度の後半期に比べて件数で 85 件、契約金額で約 47 億円増えている。

イ 指名停止措置の運用状況について

事務局より令和元年 9 月 1 日から令和元年 12 月 15 日までの間の 2 件の指名停止措置の運用状況について報告を行った。

【質 疑】

C 委員 指名停止に該当の契約案件に長期継続契約があるが、どのような契約か。

事務局 区の契約は債務負担契約を除き単年度の契約を原則としている。長期継続契約は、地方自治法の規定に基づき物品の借入れや役務の提供を受ける契約のうち条例で定めるものについて、債務負担行為を設定しなくても複数年の契約ができるものである。

B 委員 指名停止の期間はどのように決めるのか。

事務局 事業者に事実確認のヒアリングを行い、事業者の過去の指名停止状況などを基にこれまでの事例を参考に基準の範囲内で決定する。

ウ 入札参加除外措置の運用状況について

事務局より令和元年 9 月 1 日から令和元年 12 月 15 日までの間の 1 件の入札参加除外措置運用状況について報告を行った。

【質 疑】

C 委員 警視庁と区とで取り決めがあるのか。

事務局 区の要綱に基づき、警視庁と協定を結んでいる。

C 委員 協定ではすべての事業者が対象となるのか。

事務局 葛飾区に入札参加資格のある事業者が対象となる。

B 委員 今回の事業者の業種は何か。

事務局 業種は給排水衛生工事や空調工事などである。

エ 低入札価格調査制度の運用状況について

事務局より令和元年 9 月 1 日から令和元年 12 月 15 日までの間の低入札価格調査制度を適用した案件はなかった旨報告を行った。

【質 疑】

質疑なし。

オ 抽出審議について

令和元年 9 月 1 日から令和元年 12 月 15 日までの間の入札及び契約手続のうち、担当委員である宇田川委員が抽出した、制限付一般競争入札 2 件、公募型指名競争入札 3 件、指名競争入札 1 件、特命随意契約 2 件の合計 8 件について事務局より入札経過等の説明を行った。

【工事及び設計等委託の主な質疑等（一括説明・個別審議）】

【工事 NO. 2061 青戸四丁目街路灯 LED 化工事】

（公募型指名競争入札）

【質 疑】

- C 委員 落札率が 83.5%だが、同種の工事と同じ傾向なのか。
- 事務局 今年度はこれまで 11 件を発注しているが、落札率は 80%台であり同じような傾向にある。
- A 委員 この傾向には理由があるのか。
- 事務局 この工事の応札価格は、主に LED 街路灯の部材の仕入れ値と人件費により決まるが、最も応札価格に差がつく要因は部材の仕入れ値が一番大きいと考えている。
- A 委員 予定価格の積算はどのように行っているのか。
- 事務局 東京都の工事設計単価表のより積算している。この単価表にない部材などは、複数の事業者から見積りを取り積算している。

【工事 NO. 2221 小松橋補修（その 4）工事】

（指名競争入札）

【質 疑】

- C 委員 応札が 1 者で他者は辞退だが理由は何か。
- 事務局 技術者の配置困難、施工体制の確保が困難などの理由であった。
本案件は予定価格が 687,728,800 円の工事で議会の議決を要する契約案件であった。このため施工能力審査型総合評価一般競争入札で参加者を募集したが申込みが 1 者であり、競争性が確保できないために入札を中止した。その後、指名競争入札に切り替え、区の部長級職員で組織する指名選定委員会で指名事業者を決定し、5 者の指名で入札を行ったものである。
- C 委員 指名された事業者が、すべての参加事業者を知るのはどの時点か。
- 事務局 入札後に公表する入札経過調書により知ることになる。
- A 委員 橋梁工事は特殊な工事だが、区内に登録している事業者はどのくらいあるのか。
- 事務局 橋梁工事の登録はそれほど多くない。

【設計等委託 NO. 2053 空洞調査委託】

（公募型指名競争入札）

【質 疑】

- B 委員 落札率の低い理由は何か。
- 事務局 落札事業者から誓約書の提出があり、葛飾区の受注実績があり過去に従事し経験のある業務担当者を配属し業務の効率化を図ったこと、路面下の空洞調査の最先端の技術を有しており、実績と経験による高度な空洞判別ができ無駄な 2 次調査や資料作成を省くことができること、これらにより

品質の確保と労働者への適正な賃金の支払いが可能であるという内容であった。

また、主管課に業務の履行状況を確認したところ、良好で問題なく遂行しているとのことであった。

【委託、物品及び特命随意契約の主な質疑等（一括説明・物品個別審議・特命随意契約一括審議）】

【委託 NO. 1808 令和元年度葛飾区立二上小学校ほか4校基礎調査業務支援委託】

（公募型指名競争入札）

【質疑】

B委員 この委託業務の目的はどのようなものか。
事務局 老朽化した校舎の改築にあたっての基礎調査の支援業務になる。
B委員 現在、校舎の耐震化の状況はどのようになっているか。
事務局 既に耐震補強工事を全校で終了している。
C委員 この委託業務を落札した低い金額で行えるのか。
事務局 落札事業者から誓約書の提出があり、建築物の基本構想や計画業務にこれまで多く携わっていることから会社運営に係る管理費等の合理化を図ることができること、労働者の賃金等も労働基準法等の法令を遵守し業務が可能であるとあった。

また、主管課に業務の遂行状況を確認したところ、履行期限が3月までで成果物はできていないが、業務の目的を十分理解し、予定どおりに遂行し問題はないとのことであった。

【委託 NO. 2101 公園等防犯カメラ設置委託】

（制限付一般競争入札）

【物品 NO. 2105 公園等防犯カメラ購入】

（制限付一般競争入札）

【質疑】

C委員 設置後のメンテナンスはどのように行うのか。
事務局 別途、契約し保守点検を実施する。
A委員 物品購入の応札価格に大きな差があるが、仕入れ事業者の指定は考えていないのか。
事務局 落札事業者を確認したところ、これまでの仕入れ業者との取引実績により価格が異なるとのことであった。
A委員 受注者はこのような低い落札金額で利益は出るのか。
事務局 落札事業者から誓約書の提出があり、仕様書どおりの履行確保と法令を遵守して業務が可能とあった。具体的な利益については聞いていない。
B委員 購入と設置委託を分けて契約している理由は何か。
事務局 予算科目が異なるため分けて契約している。予算科目は財政課で決め

るが、備品購入費と設置委託費を合計した金額のうち設置委託費が一定割合以下であれば、設置委託費も購入費の一部とし備品購入費で計上している。一方、設置委託費が全体の一定割合を超える場合は、予算科目を備品購入費と委託料で分けて計上する。

【特命随意契約 NO. 2340 葛飾区立東金町小学校建築工事工事監理等業務委託】

(特命随意契約)

【質疑】

B 委員 プロポーザル方式で基本設計・実施設計を契約した事業者と工事監理等業務について特命随意契約しているが、プロポーザルに工事監理等業務を含めて事業者を選定することはできないのか。

事務局 プロポーザル実施時点で工事監理等業務の予算措置がされていないため実施していない。特命随意契約の理由として、工事施工中に設計変更があった場合に構造計算を再度行い建築確認申請する必要がある。この場合、基本設計・実施設計を行った事業者でないと、構造計算の業務に多くの時間を要し、全体のスケジュールに影響が出る。

B 委員 基本計画・実施設計は競争入札で行い、工事監理は特命随意契約している。結果として同一事業者と契約するのであれば、初めから工事監理も含めて予算措置を行い、一つの契約として契約相手を決定すれば費用の縮減や事務の効率化になるのではないのか。

事務局 予算措置の在り方を含め、今後の課題として検討させていただく。

【特命随意契約 NO. 2196 戸籍住民課証明書発行等業務委託（長期継続契約）】

(特命随意契約)

【質疑】

C 委員 この業務はいつ頃から委託しているのか。

事務局 15 年位前から委託している。

C 委員 区全体で受付・案内や窓口業務をどのくらいの委託しているのか。

事務局 戸籍住民課の業務のほか総合庁舎受付案内、福祉総合窓口・子育て支援総合窓口・保健所窓口での受付案内や窓口業務など、現在、13 件の業務を委託している。

A 委員 守秘義務の対策はどのようにしているのか。

事務局 契約書で守秘義務を課している。具体的には、受注者による定期的な研修の実施、スマートフォンや電子機器など個人所有物の従事場所への持ち込み禁止などの対策を行っている。

C 委員 1 年間で約 2 億円の委託料を支払っているが、区の職員が業務を行うことに比べてどのようなメリットがあるのか。

事務局 一番のメリットは、業務が集中する時期は3月から4月になるが、専門の民間事業者に委託することにより、1年を通じ業務の繁忙時期に応じて臨機応変に人員を配置できるため、一人当たりの窓口での待ち時間や処理時間の短縮ができ、区民サービスに向上している。

B委員 プロポーザル方式の選定はどのような項目を評価するのか。

事務局 1次評定と2次評定に分けて評価を行い、合計の点数で最優秀提案者を決めている。1次評定では事業者の業務実績や経営状況など、2次評定では提案書の提出後にプレゼンテーションを行い、業務の理解度、業務に対する意欲、実施体制、教育体制、導入スケジュール、業務水準の向上性、セキュリティ対策や独自の提案などを点数化して評価している。

A委員 どのくらいの点数を取れば最優秀提案者に選定されるのか。

事務局 これまでの例では概ね全体の6割の点数を取れば優秀提案者として選定している。最優秀提案者は優秀提案者のうち最も点数の高い事業者となる。

A委員 最優秀提案者が契約を辞退した場合はどうするのか。

事務局 2番目に点数の高い事業者と交渉し契約する。

カ 苦情申し立てへの対応状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

【質 疑】

質疑なし

キ 入札及び契約手続等に対する働きかけの状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

【質 疑】

質疑なし

ク 葛飾区公共調達業務監理支援専門員による審査状況について

事務局より葛飾区公共調達業務監理支援専門員制度の概要及び審査状況について説明・報告を行った。※令和元年度（令和元年12月末現在） 48件

【質 疑】

B委員 今回は増額に比べ減額した金額が多いが理由は何か。

事務局 専門員の指摘により主管課が確認し見直した結果であり、特別な理由はない。

A委員 どのような工事を対象にしているのか。

事務局 原則4千万円以上の工事を対象とし、専門員が図面の確認と現場調査を行っている。

(4) その他

委員長 以上で予定された議事はすべて終了したが、その他事項で何かご意見等
はあるか。

他にないようなので、本日の入札監視等委員会を終了とする。

以 上